

復興に向け、着実に前へ



本町の被害状況等 【4月25日現在】

3月11日 14時46分ごろ

○震源 三陸沖

○震度 6強

○規模 M9.0

■人的被害

- 死者
- 656人（既発見数）

- 行方不明者

- 99人

※町外者を除く、所在未確認

- 重傷者

- 9人（救急搬送分）

- 軽症

- 81人（救急搬送分）

■家屋等の被害

- 全壊 約2,000棟

- （流出含む）

- 半壊 約 500棟

■避難者数

- 一次避難所

- 町内6カ所、1,550人

- ※中央公民館、坂元支所、山下中学校、坂元中学校、山下第一小学校、真庭区民会館

- 二次避難所

- 町外4カ所、160人

- ※柴田町太陽の村、角田市婦人研修センター、角田市農村環境改善センター、宮城蔵王ロイヤルホテル

- 税務納税課 ☎ 37-1114

- 税務納税課 ☎ 37-1114

役場・坂元支所

開庁時間の変更

4月25日（月）から役場・

坂元支所開庁時間が次のとおりとなっていますので、ご注

意ください。

問 山元町災害対策本部 ☎ 37-1111
開庁時間 8時30分～17時15分

ゴールデンウィーク期間中、次のとおり臨時窓口を開設します。

開設月日

4月29日（金・祝）、30日（土）、5月1日（日）、3日（火・祝）、4日（水・祝）、5日（木・祝）

開設時間

8時30分～17時15分

取り扱い業務

○町民生活課 ☎ 37-1112

・戸籍等届出、火葬許可申請

・住民票、戸籍証明書等、印鑑登録、印鑑登録証明書、

税証明書等証明書の交付

・国民健康保険・後期高齢者、医療保険・国民年金の得喪手続きはできません。

○税務納税課 ☎ 37-1114

各種証明書の無料交付

○保健福祉課 ☎ 37-1113

・被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、負傷・損害見舞金、災害障害見舞金、災害援護資金貸付の申請

このたびの震災により、車の廃車・登録、運転免許証再交付など、紛失物の再交付については無料扱いとなります。

ただし、損害保険給付申請など、給付を受ける申請については有料扱いとなります。請求する際は、窓口でお申し出ください。

役場・坂元支所

臨時窓口の開設

このたびの震災により、車の廃車・登録、運転免許証再交付など、紛失物の再交付については無料扱いとなります。

ただし、損害保険給付申請など、給付を受ける申請については有料扱いとなります。請求する際は、窓口でお申し出ください。

問 町民生活課 窓口班 ☎ 37-1112（内線124）

町税等納期の変更

震災による当面の対応策として、平成23年度の町税等納期を変更する予定です。変更後の町税等納期については、決まりしだい広報等でお知らせします。

最新の情報を掲載しています

山元町ホームページ・携帯サイトをご覧ください！

○ホームページアドレス <http://www.town.yamamoto.miagi.jp>

○携帯サイトアドレス <http://www.town.yamamoto.miagi.jp/k>

その他留意事項

許可証は、立ち入りが制限される避難指示区域に立ち入るためのものであり、立入許容区域に立ち入る場合には必要ありません。

問 まちづくり整備課
整備班

☎ 37-51111

のまま良い方
↓「緑色」の旗

なお、各旗は、各避難所お

よび災害対策本部で用意して

います。

※同一敷地内に複数の建物撤去を希望される方は、それぞの建物の前に旗の掲示をお願いします。

敷地内の建物およびガレキ等の取り扱い

町では、今後、立入許容区域における敷地内の建物およびガレキ等の撤去を行うこととしています。立入許容区域の「敷地内の建物」および「ガレキ等」の撤去を希望する方は、5月12日(木)～4月22日付第3報でお知らせしました

区域については5月6日(金)までに掲示)までに、次の区分により自宅の玄関等の目立つところに、行政区名と名前を記入した旗をガムテープ等でしっかりと掲示ください。

○敷地内の建物もガレキと一緒に撤去したい方
↓「赤色」の旗
○敷地内の建物を残しガレキのみを撤去したい方

粗大ごみ仮置き場の設置について

東日本大震災で壊れたブロック塀および瓦の処分

粗大ごみや引越しに伴う粗大ごみの受け入れを始めます。搬入する際は、入口で受付して、係員の指示に従って分別してください。

なお、津波災害のごみについては、別途お知らせします。

たは傾いて危険な状態にある

コンクリートブロック塀や家屋等の屋根瓦のみを対象に回収します。

回収作業は次の順番で行う予定です。指定日までにブロ

ック塀等に標示(氏名・連絡先・撤去の可否等)してください。

※津波によるガレキおよび家

具家電製品・生活ゴミ等は対象外となります。

○午前の部 9時～11時30分

○午後の部 13時～16時

受付時間

半田山下線 山元町と角田市四方山入口土取場(旧県道)

仮置場所

○午前の部 9時～11時30分

○午後の部 13時～16時

<

応急仮設住宅情報

第1次建設分の旧坂中跡地
入居者78人が決定しました。

今後の建設予定は、次の
とおりです。なお、入居者に
ついては順次選定委員会開催
し、決定していきます。

○第2次建設分

町民グラウンド141戸

(5月上旬完成予定)

○第3次建設分

(株)ナガワ仙台工場内
110戸

○第4次建設分

高瀬区西石原地区75戸
(5月中旬完成予定)

○第5次建設分

浅生原地区90戸
(完成時期未定)

問 まちづくり整備課

施設管理班
☎37-5111(内線265)

民間賃貸住宅を応急 仮設住宅として扱い ます

既に民間賃貸住宅へ入居済
みの方、これから契約を締結
する方が対象になります。

民間賃貸住宅の応急仮設住宅
扱いについて

契約条件

2年間(契約日から2年間)
対象)

契約期間

①賃料※上限額あり
②敷金 賃料の1ヵ月分(そ

宅内で漏水を

発見したら…

問 まちづくり整備課
施設管理班
☎37-5111

教育委員会からの お知らせ

○就学援助・奨学金制度

経済的な理由により、学校
給食費等の支払いにお困りの
方や高等学校以上の勉学で奨
学金を必要とする方はご相談
ください。

お困りごと ボランティアが お手伝いします!	
水汲み、水運び、掃除荷物の移動や片付け、話し相手、食事運び、保育など、お手伝いをします。	
希望者は、下記まで電話、FAX、来所にてご相談・ご依頼ください。	
問 山元町災害ボランティアセンター ☎080-5949-7720 / FAX37-2785	

該当する方は、「県、貸主、
被災者との三者による契約」

を締結する必要があります。

貸主と再契約ができるこ

と「住宅の応急修理制度」は
ご利用できません。

なお、この制度を利用する
と「住宅の応急修理制度」は

ご利用できません。

ご確認後、役場窓口までお越
しください。

と「住宅の応急修理制度」は

ご利用できません。

申込期間 5月31日(火)

申込場所 役場1階窓口

持参するもの

○4月22日まで契約した方

賃貸借契約書の写し

○これから契約する方

物件情報(住所、家賃、敷
金、礼金等が記載してあるも
の)の写し

○第4次建設分

高瀬区西石原地区75戸
(5月末完成予定)

○第5次建設分

浅生原地区90戸
(完成時期未定)

問 まちづくり整備課

施設管理班
☎37-5111(内線265)

○第4次建設分

高瀬区西石原地区75戸
(5月中旬完成予定)

○第5次建設分

浅生原地区90戸
(完成時期未定)

問 まちづくり整備課

施設管理班
☎37-5111

○第4次建設分

高瀬区西石原地区75戸
(5月中旬完成予定)

○第5次建設分

浅生原地区90戸
(完成時期未定)

問 まちづくり整備課

施設管理班
☎37-5111

れ以上は個人負担)

③礼金 賃料の1ヵ月分(そ
れ以上は個人負担)

④仲介手数料

賃料の0・525ヵ月(そ
れ以上は個人負担)

⑤共益金・管理費(共有部分
のこと)

⑥火災保険等損害保険料加入

なりますので、宅内で漏水を
発見した場合には、水抜栓で
水を止め、直接水道業者に修
理を依頼してください。

5月13日(金)まではパン
と牛乳等による簡易給食、16
水を止め、直接水道業者に修
理を依頼してください。

上下水道事業所
☎37-1120

上下水道事業所
☎37-5111

上下水道事業所
☎37-1120

節水等のお願い

町内5カ所にある終末処理
場のうち、4カ所で全壊また
はほぼ全壊に近い状況となっ
ており、完全復旧には1年以
上要する見通しです。現在、
下水の上澄みを塩素消毒して
放流しています。

このため、大量排水されま
すと汚水があふれる可能性も
ありますので、皆さんには節
水、トイレットペーパーを燃
えるごみとして処分するなど
のご協力をお願いします。

上下水道事業所
☎37-1120

雇用・労働・年金 ワンストップ相談

被災された方の雇用保険受
け手続きや失業認定手続き、
震災で休業を余儀なくされた
会社の助成金制度、労働条件
や労災保険、年金に関する相
談会を行います。

5月13日(金)まではパン
と牛乳等による簡易給食、16
水を止め、直接水道業者に修
理を依頼してください。

宮城労働局総務部企画室
☎022-299-8834

日時 4月30日(土)
10時～15時

場所 役場1階 第一会議室

問 宮城労働局総務部企画室
☎022-299-8834

○学校給食の対応
5月13日(金)まではパン
と牛乳等による簡易給食、16
水を止め、直接水道業者に修
理を依頼してください。

日(月)以降は通常給食を実
施する予定です。

日(月)以降は通常給食を実
施する予定です。